

定時決定における 健康保険料の決定について

保険料は毎月支払われる給与の総支給額(報酬月額)を一定の範囲の50等級に区分した「標準報酬月額」に健康保険料率(現在は9.8%)を乗じた金額が、毎月の健康保険料となります。実際に受けている給与の総支給額(報酬月額)と既に決定されている標準報酬月額と大きく差が生じないように標準報酬月額の改定を行います。

定時決定について

毎年1回4、5、6月に支払われた3ヵ月間の給与の総支給額(報酬月額)を用いて改定する事を「定時決定」といいます。定時決定で改定した標準報酬月額に保険料を乗じた保険料が、その年の9月1日～翌年8月31日まで用いられます。

保険料について

4・5・6月に支払われた給与の平均額が310,000円の場合

310,000円→(報酬月額)23等級 320,000円 / $320,000円 \times 9.8\%$ (保険料率) = 31,360円/月(健康保険料)
健康保険料は事業主と被保険者で折半となりますので、**15,680円/月**がそれぞれの負担額となります。

4月	5月	6月
残業手当 21,000円	残業手当 30,000円	
通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円
基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
314,000円	323,000円	293,000円
3ヵ月の平均額 310,000円		

報酬月額(単位:円)		標準報酬月額(単位:円)	
以上	未満	等級	月額
	~63,000	1	58,000
	}	}	}
290,000	~310,000	22	300,000
310,000	~330,000	23	320,000
	}	}	}
1,355,000	~	50	1,390,000

報酬月額の対象となるものは？

基本給や住宅手当、残業手当、通勤手当など名称にかかわらず、労働の対価として支払われるすべてのものを含みます。



第98回組合会

開催日 令和7年7月7日(月)10時30分～

出席議員 14名

開催場所 JRタワーホテル日航札幌 36階「つき」

関係者 2名

審議事項

- 令和6年度事業及び収入支出決算について令和6年度監査報告
- 理事長専決事項について
- 組合規約の一部改訂について



議案1から3について原案どおり承認されました